## <入札・契約制度運用の一部見直しについて>

## ○ 事後審査型条件付き一般競争入札の拡大

入札・契約手続きのより一層の競争性・公正性・透明性を確保するため、一定の条件を付して 行う条件付き一般競争入札(事後審査型)を、<u>現行の設計金額が1,000万円以上の建設</u> 工事の案件から、特殊なものを除き、設計金額が130万円を超える案件に拡大し、平 成20年 4月から試行実施いたします。

- 一般競争入札の例外とする公共工事(特殊なもの)
- ・ 専門性、特殊性が特に高いと考えられるもので、市民に直接影響を及ぼす可能性のあるもの(例:水道施設工事のうち操作盤等の改修工事)
- ・ 応急的な災害復旧工事等
- ※ 条件付き一般競争入札(事後審査型)により執行する案件がある場合には、<u>毎週木曜日(休</u> 日の場合にはその翌日)に市ホームページに掲載いたします。
- ※ 実施する場合の地域要件につきましては、「市内業者の健全育成」を念頭に置き、案件ごと に設定し実施いたします。

## 〇 適用時期

平成20年 4月 1日以降発注する建設工事案件に適用いたします。